姫路市水道事業管理者 白 井 佳 彦 様

> 姬路市情報公開審査会 会長 福 永 弘 之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

平成16年1月16日付けの下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「支管分岐承諾書の押印について」と題する書面の非公開決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

「支管分岐承諾書の押印について」と題する書面(以下「本件公文書」という。)について、姫路市水道事業管理者(以下「実施機関」という。)が行った非公開決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

- (1) 異議申立ての趣旨
 - 本件処分を取消し、本件公文書の全部の公開決定を求めるというものである。
- (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書(口頭意見陳述申立書における意見部分)及 び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおり である。

- ア 「支管分岐承諾書」と題する書面(以下「分岐承諾書」という。)には、既に死亡している者の氏名で給水管等の給水装置の共同所有者のうちの一人として署名押印がなされている部分があるので、当該書面の成立は、不当である。それにもかかわらず、実施機関は、上記の不当な書面の書き直しをさせず、別紙で「相続調書」のようなものを作成し、貼付していると主張する。そして、実施機関は、当該相続調書の公開を拒否している。
- イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)は、国民主権の理念にのっとり、主権者である国民から信託を受けて行われる行政が、その諸活動を国民に説明する責務を全うするとともに、国民の的確な理解と批判の下、公正で民主的な行政の推進に資することを目的としている。

これは国民の「知る権利」を保障した憲法第21条の趣旨にも合致するものであり、また、行政の公開性及び透明性の確保の観点からも望ましい。さらに本件は、公務員の職務遂行の内容に関する情報であり公開を拒否できない。

ウ 行政機関の職員に守秘義務を課す規定における秘密は実質秘、すなわち、非 公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認めら れるものである。本件はそれに該当しない。

エ 実施機関が本件公文書を公開したとしても、それに記録されている特定の個 人の権利利益を実質的には侵害するものではない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関が公文書非公開決定通知書、非公開理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している非公開理由は、おおむね次のとおりである。

本件公文書は、分岐承諾書に給水装置の共同所有者として署名押印していた3名のうち1名が既に死亡していたため、その者の相続人自らが相続人であることに相違ない旨を届け出た文書であり、個人の相続関係及び相続人を識別できる情報(住所、氏名、印影)が記録されている。

したがって、本件公文書は、姫路市情報公開条例(平成14年姫路市条例第3号。 以下「条例」という。)第7条第1号に定める非公開情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報)が記録されているものに該当するため、本件処分を行った。

なお、分岐承諾書とは、水道法(昭和32年法律第177号)では規定されていないが、姫路市給水条例(昭和36年姫路市条例第21号)第7条第3項の「管理者は、工事の施工に当たり、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。」に基づき、他人所有の給水装置から分岐して新たな給水装置を設置した者から、当該装置に係る工事に際し、実施機関あてに提出されたものである。

そして、当該規定の趣旨は、給水装置の新設等の工事をする者が、当該工事に当たり、私人間における争いなどを防止し、円滑な工事及び安定した給水を目指すという趣旨のものであり、利害関係人の同意書等の実施機関への提出は、当該工事の絶対的要件ではない。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例は、異議申立人が異議申立書において引用している情報公開法と同様の目的により制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用しつつも、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければ

ならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立ちながら、市民の公文書の公開を求める権利が不当に制限されることのないよう、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

(2) 具体的な判断

ア 本件において、検討すべき問題は、1点目は、本件公文書に記録されている情報が条例に規定する非公開情報に該当するか否かであり、2点目は、条例に規定する非公開情報と地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する守秘義務との関係であるので、当審査会は、それらの点について判断することとする。

イ 条例第7条第1号(個人情報)の該当性について

(7) 条例第7条第1号本文は、個人のプライバシーを最大限に保護するため定められたものであって、プライバシーに関する情報の範囲は法的にも社会通念上も明確になっていない状況であるため、広く個人に関する情報について、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)を原則非公開としたものである。そして、「個人に関する情報」とは、思想、信条、職業、学歴、病歴、収入、資産、家庭状況、親族状況など個人に関する一切の情報をいうものと解される。

ところで、本件公文書には、上記「3 実施機関の主張要旨」でいう特定の個人の相続関係が分かる情報(住所、氏名、印影)が記録されていると認められるため、当該文書が、条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することは明らかである。

- (4) 次いで、条例第7条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、
 - 「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定 されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要 であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2

条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、

当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」

に該当する場合は、公開しなければならないと定めている。しかし、本件公 文書に記録されている情報(住所、氏名、印影)は、同号ただし書のいずれ にも該当しないことは明らかである。

これに対し、異議申立人は、本件公文書には同号ただし書ウに規定されているいわゆる公務員情報が含まれているので、実施機関は当該文書の公開を拒否できない旨の主張をしていると思料されるが、当該規定は、公文書に記録されている特定の個人が公務員であり、かつ、当該公務員の職務の遂行に係る情報である場合に適用されるものである。

そこで、本件公文書をみれば、その記録は特定の個人に関する情報であって、上記3でいう給水装置に係る相続という個人の私生活に関する事項であることは明白である。

したがって、同号ただし書ウに規定する公務員の職務の遂行に係る情報に 当たるものとは、到底いえない。

- (ウ) なお、異議申立人は、本件公文書を公開したとしても、それに記録されている特定の個人の権利利益を実質的には侵害するものではない旨主張している。しかし、当該公文書を公開するか否かはあくまで条例の文言解釈により決せられるべきものであり、実質的に権利を侵害するか否かという個別事情により結論を左右することは、文言解釈の域を超え、法的安定性を害することになるため妥当ではない。
- ウ 条例の非公開情報と地方公務員法の守秘義務との関係について

条例第7条に定める非公開情報と地方公務員法第34条に定める守秘義務との関係については、非公開情報は、公開請求者と実施機関との間における権利義務に係る範囲を定めているのに対し、守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律であり、各々その趣旨と目的を異にしているのであり、同一次元で論じられるものではない。

(3) 結論

以上の理由から、当審査会は、本件公文書が条例第7条第1号に該当するもの

として実施機関が行った本件処分は、妥当なものであると判断する。

審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 16 年 1月 16 日		・実施機関からの諮問書の提出
II.		・実施機関からの非公開理由説明書
		の提出
平成 16 年 2 月 6 日	平成 15 年度第1回	・実施機関からの意見の聴取
		・審査
		・異議申立人からの意見書(口頭意
平成 16 年 2 月 20 日		見陳述申立書における意見部分)
		の提出
平成 16 年 3 月 5 日	平成 15 年度第 2 回	・異議申立人からの意見の聴取
		・審査
平成 16 年 3 月 23 日		・答申